

資料編

目次

◇国における新たな動向に係る関係資料

- 改正介護保険法関連（生活支援コーディネーター等） 1
- 生活困窮者自立支援法関連 3
- 改正災害対策基本法関連 5
- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係
法律の整備等に関する法律関連（地域医療介護総合確保基金等） 7

◇「社会福祉法人の『さらなる地域貢献』とこれからの

- 生活困窮者自立支援のあり方検討部会」報告書の概要（H26.9） 9

◇大阪府地域福祉推進審議会関係資料

- 大阪府附属機関条例（抄） 11
- 大阪府地域福祉推進審議会地域福祉支援計画推進分科会設置要綱 12
- 大阪府地域福祉推進審議会委員名簿 13
- 大阪府地域福祉推進審議会地域福祉支援計画推進分科会委員名簿 14
- 大阪府地域福祉推進審議会地域福祉支援計画推進分科会
社会福祉法人の「さらなる地域貢献」とこれからの
生活困窮者自立支援のあり方検討部会委員名簿 15
- 大阪府地域福祉推進審議会における審議経過 16

介護保険制度の改正案の主な内容について

① 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、介護、医療、生活支援、介護予防を充実。

サービスの充実

○ 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実

- ① 在宅医療・介護連携の推進、② 認知症施策の推進
- ③ 地域ケア会議の推進、④ 生活支援サービスの充実・強化

* 介護サービスの充実は、前回改正による 24 時間対応の定期巡回サービスを含めた介護サービスの普及を推進

* 介護職員の処遇改善は、27 年度介護報酬改定で検討

重点化・効率化

① 全国一律の予防給付(訪問介護・通所介護)を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化

* 段階的に移行(～29 年度)

* 介護保険制度内でサービスの提供であり、財源構成も変わらない。

* 見直しにより、既存の介護事業所による既存サービスに加え、NPO、民間企業、住民ボランティア、協同組合等による多様なサービスの提供が可能。これにより、効果的・効率的な事業も実施可能。

② 特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護 3 以上に限定(既入所者は除く)

* 要介護 1・2 でも一定の場合には入所可能

② 費用負担の公平化

低所得者の保険料軽減を拡充。また、保険料上昇をできる限り抑えるため、所得や資産のある人の利用者負担を見直す。

低所得者の保険料軽減を拡充

○ 低所得者の保険料の軽減割合を拡大

・ 給付費の 5 割の公費に加えて別枠で公費を投入し、低所得者の保険料の軽減割合を拡大

* 保険料見直し：現在 5,000 円程度→2025 年度 8,200 円程度

* 軽減対象：

① 平成 27 年 4 月～市町村民税非課税世帯のうち特に所得の低い者(65 歳以上の約 2 割)

② 平成 29 年 4 月～市町村民税非課税世帯(65 歳以上の約 3 割)

重点化・効率化

① 一定以上の所得のある利用者の自己負担を引上げ

・ 2 割負担とする所得水準を、65 歳以上高齢者の所得上位 20%とした場合、合計所得金額 160 万円(年金収入で、単身 280 万円以上、夫婦 359 万円以上)。ただし、月額上限があるため、見直し対象の全員の負担が 2 倍になるわけではない。

・ 医療保険の現役並み所得相当の人は、月額上限を 37,200 円から 44,400 円に引上げ

② 低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加

・ 預貯金等が単身 1000 万円超、夫婦 2000 万円超の場合は対象外

・ 世帯分離した場合でも、配偶者が課税されている場合は対象外

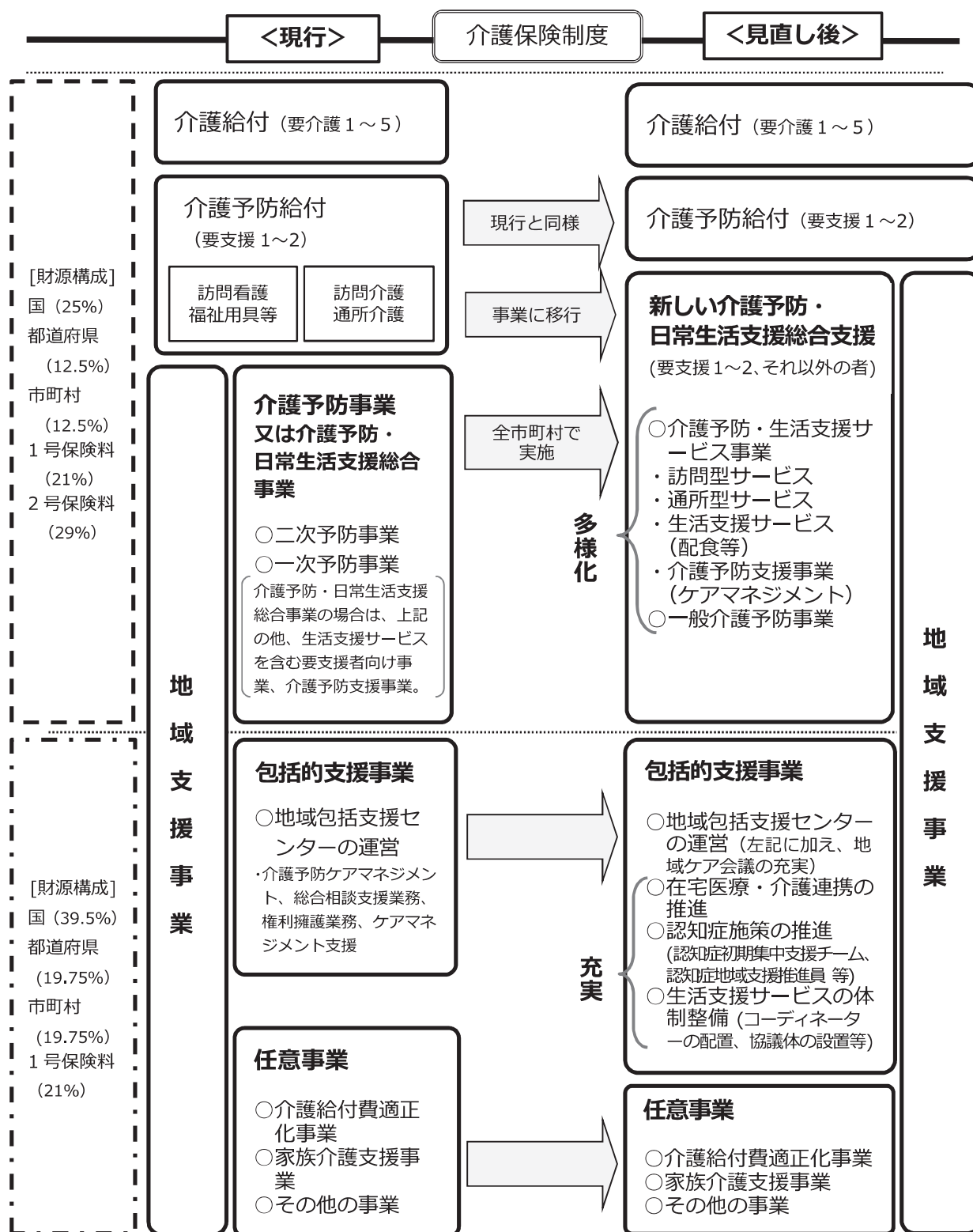
・ 給付額の決定に当たり、非課税年金(遺族年金、障害年金)を収入として勘案

* 不動産を勘案することは、引き続きの検討課題

- このほか、「2025 年を見据えた介護保険事業計画の策定」、「サービス付高齢者向け住宅への住所地特例の適用」、「居宅介護支援事業所の指定権限の市町村への移譲・小規模通所介護の地域密着型サービスへの移行」等を実施

[出典：厚生労働省「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議(H26.2.25)」配布資料を加工して作成]

新しい地域支援事業の全体像



[出典：厚生労働省「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（H26.2.25）」配布資料を加工して作成]

生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）について

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

法律の概要

1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給（必須事業）

- 福祉事務所設置自治体は、「自立相談支援事業」（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等）を実施する。
 - ※ 自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能（他の事業も同様）。
- 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「住居確保給付金」（有期）を支給する。

2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施（任意事業）

- 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。
 - ・ 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「就労準備支援事業」
 - ・ 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「一時生活支援事業」
 - ・ 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「家計相談支援事業」
 - ・ 生活困窮家庭の子どもへの「学習支援事業」 その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

3. 都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定

- 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき一定の基準に該当する事業であることを認定する。

4. 費用

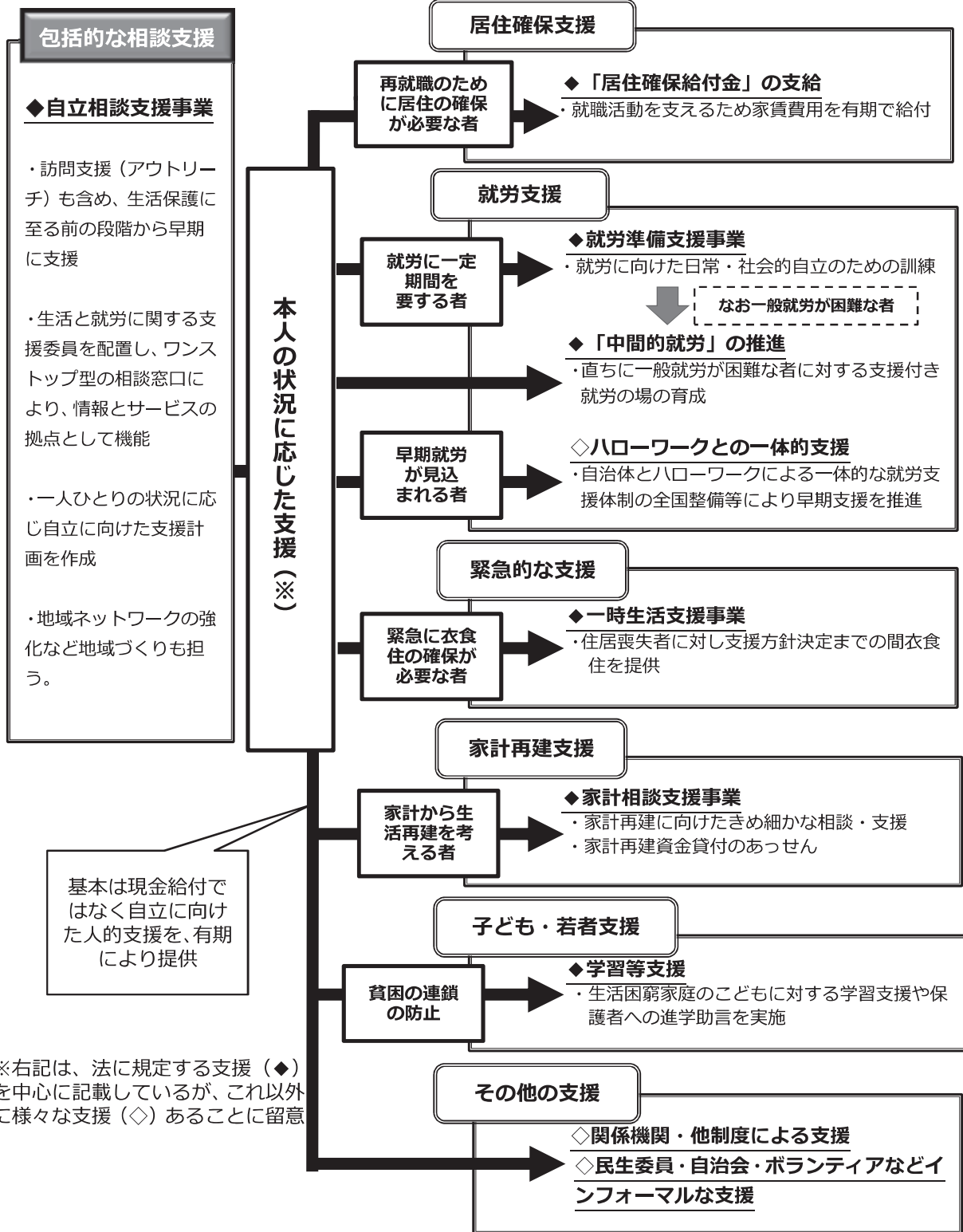
- 自立相談支援事業、住居確保給付金：国庫負担 3 / 4
- 就労準備支援事業、一時生活支援事業：国庫補助 2 / 3
- 家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業：国庫補助 1 / 2

施行期日

平成 27 年 4 月 1 日

[出典：厚生労働省「生活困窮者自立促進支援モデル事業担当者連絡会議(H26.4.24・25)」配布資料を加工して作成]

新たな生活困窮者自立支援制度



[出典：厚生労働省「生活困窮者自立促進支援モデル事業担当者連絡会議(H26.4.24・25)」配布資料を加工して作成]

災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要

平成 25 年 6 月 21 日公布

背景

- 東日本大震災を踏まえた法制上の課題のうち、緊急を要するものについては、昨年 6 月に行った災害対策基本法の「第 1 弾」改正にて措置したところ。その際、改正法の附則及び附帯決議により引き続き検討すべきとされた諸課題について、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の最終報告（同年 7 月）も踏まえ、さらなる改正を実施するもの。

法律の概要

1 大規模広域な災害に対する即応力の強化等

- 災害緊急事態の布告があったときは、災害応急対策、国民生活や経済活動の維持・安定を図るための措置等の政府の方針を閣議決定し、これに基づき、内閣総理大臣の指揮監督の下、政府が一体となって対処するものとする。
- 災害により地方公共団体の機能が著しく低下した場合、国が災害応急対策を応援し、応急措置（救助、救援活動の妨げとなる障害物の除去等特に急を要する措置）を代行する仕組みを創設すること。
- 大規模広域災害時に、臨時に避難所として使用する施設の構造など平常時の規制の適用除外措置を講ずること。 等

2 住民等の円滑かつ安全な避難の確保

- 市町村長は、学校等の一定期間滞在するための避難所と区別して、安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を、緊急時の避難場所としてあらかじめ指定すること。
- 市町村長は、高齢者、障害者等の災害時の避難に特に配慮を要する者について名簿を作成し、本人からの同意を得て消防、民生委員等の関係者あらかじめ情報提供するものとするほか、名簿の作成に際し必要な個人情報を利用できることとする。
- 的確な避難指示等のため、市町村長から助言を求められた国（地方気象台等）又は都道府県に応答義務を課すこと。
- 市町村長は、防災マップの作成等に努めること。 等

3 被災者保護対策の改善

- 市町村長は、緊急時の避難場所と区別して、被災者が一定期間滞在する避難所について、その生活環境等を確保するための一定の基準を満たす施設を、あらかじめ指定すること。
- 災害による被害の程度等に応じた適切な支援の実施を図るため、市町村長が罹災証明書を遅滞なく交付しなければならないこととする。
- 市町村長は、被災者に対する支援状況等の情報を一元的に集約した被災者台帳を作成することができるものとするほか、台帳の作成に際し必要な個人情報を利用できることとする。
- 災害救助法について、救助の応援に要した費用を国が一時的に立て替える仕組みを創設するとともに、同法の所管を厚生労働省から内閣府に移管すること。 等

4 平素からの防災への取組の強化

- 「減災」の考え方等、災害対策の基本理念を明確化すること。
- 災害応急対策等に関する事業者について、災害時に必要な事業活動の継続に努めることを責務とするとともに、国及び地方公共団体と民間事業者との協定締結を促進すること。
- 住民の責務に生活必需物資の備蓄等を明記するとともに、市町村の居住者等から地区防災計画を提案できることとする。
- 国、地方公共団体とボランティアとの連携を促進すること。 等

5 その他

- 災害の定義の例示に、崖崩れ・土石流・地滑りを加えること。
- 特定非常災害法について、相続の承認又は放棄をすべき期間に関する民法の特例を設けること。

[出典：内閣府「災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要」を加工して作成]

「第1弾」災害対策基本法の改正の概要

平成24年6月27日公布・施行

概要

1 大規模広域な災害に対する即応力の強化

- 災害発生時における積極的な情報の収集・伝達・共有を強化
- 地方公共団体間の応援業務等について、都道府県・国による調整規定を拡充・新設
- 地方公共団体間の応援の対象となる業務を、消防、救命・救難等の緊急性の高い応急措置から、避難所運営支援等の応急対策一般に拡大
- 地方公共団体間の相互応援等を円滑化するための平素の備えの強化

2 大規模広域な災害時における被災者対応の改善

- 都道府県・国が要請等を待たず自らの判断で物資等を供給できることなど、救援物資等を被災地に確実に供給する仕組みを創設
- 市町村・都道府県の区域を越える被災住民の受入れ（広域避難）に関する調整規定を創設

3 教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上

- 住民の責務として災害教訓の伝承を明記
- 各防災機関において防災教育を行うことを努力義務化する旨を規定
- 地域防災計画に多様な意見を反映できるよう、地方防災会議の委員として、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者を追加

残された課題 (第1弾改正時にお示したもの)

- 自然災害による国家的な緊急事態への対処のあり方
- 避難の概念の明確化
- 被災者支援の充実
- 減災等の理念の明確化と多様な主体による防災意識の向上
- 復興の枠組みの整備
- その他災害対策法制全体の見直し

附則

政府は、東日本大震災から得られた教訓を今後に生かすため、東日本大震災に対してとられた措置の実施の状況を引き続き検証し、防災上の配慮を要する者に係る個人情報取扱いの在り方、災害からの復興の枠組み等を含め、防災に関する制度の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討を加え、その結果に基づいて、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

[出典：内閣府「災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要」を加工して作成]

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための 関係法律の整備等に関する法律（概要）

趣旨

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法、介護保険法等の関係法律について所要の整備等を行う。

概要

1. 新たな基金の創設と医療・介護の連携強化（地域介護施設整備促進法等関係）

- ① 都道府県の事業計画に記載した医療・介護の事業（病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進等）のため、消費税増収分を活用した新たな基金を都道府県に設置
- ② 医療と介護の連携を強化するため、厚生労働大臣が基本的な方針を策定

2. 地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保（医療法関係）

- ① 医療機関が都道府県知事に病床の医療機能（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）等を報告し、都道府県は、それをもとに地域医療構想（ビジョン）（地域の医療提供体制の将来のあるべき姿）を医療計画において策定
- ② 医師確保支援を行う地域医療支援センターの機能を法律に位置付け

3. 地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化（介護保険法関係）

- ① 在宅医療・介護連携の推進などの地域支援事業の充実とあわせ、全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を地域支援事業に移行し、多様化
※地域支援事業：介護保険財源で市町村が取り組む事業
- ② 特別養護老人ホームについて、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える機能に重点化
- ③ 低所得者の保険料軽減を拡充
- ④ 一定以上の所得のある利用者の自己負担を2割へ引上げ（ただし、月額上限あり）
- ⑤ 低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加

4. その他

- ① 診療の補助のうちの特定行為を明確化し、それを手順書により行う看護師の研修制度を新設
- ② 医療事故に係る調査の仕組みを位置づけ
- ③ 医療法人社団と医療法人財団の合併、持分なし医療法人への移行促進策を措置
- ④ 介護人材確保対策の検討（介護福祉士の資格取得方法見直しの施行時期を27年度から28年度に延期）

施行期日

公布日（平成26年6月25日）。ただし、医療法関係は平成26年10月以降、介護保険法関係は平成27年4月以降など、順次施行。

[出典：厚生労働省「第3回社会保障制度改革推進会議（H26.11.6）」配布資料を加工して作成]

地域医療介護総合確保基金

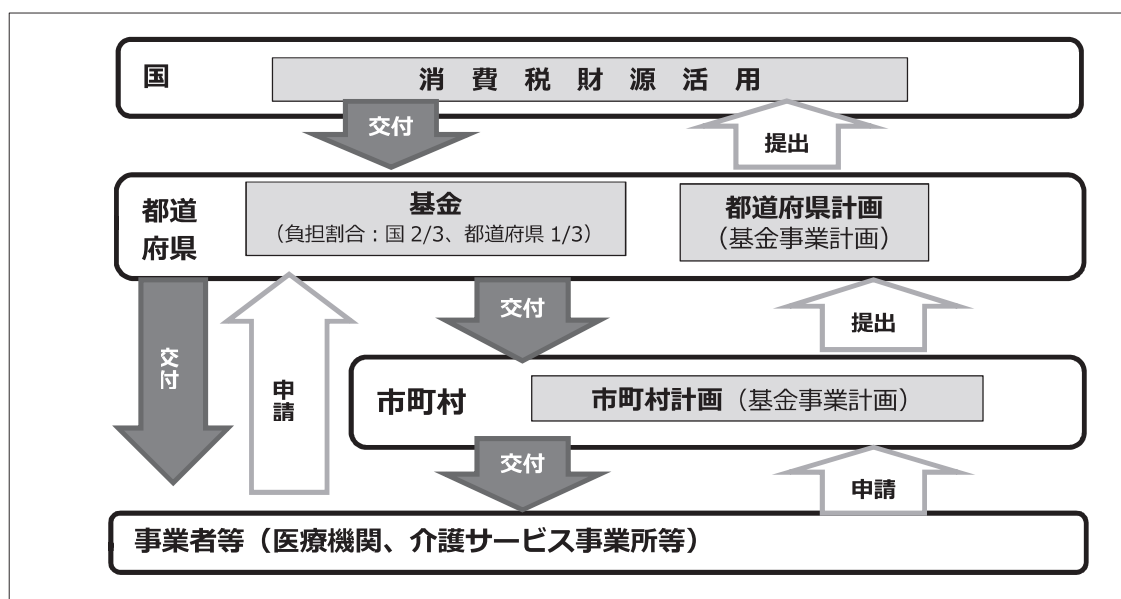
- 団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、消費税増収分を活用した新たな財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。

都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

- **基金に関する基本的事項**
 - ・ 公正かつ透明なプロセスの確保（関係者の意見を反映させる仕組みの整備）
 - ・ 事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・ 診療報酬・介護報酬等との役割分担
- **都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項**
 - 医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間（原則 1 年間） / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
 - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定
 - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施
国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- **都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成**

地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業（※）
 - 2 居宅等における医療の提供に関する事業（※）
 - 3 介護施設等の整備に関する事業（地域密着型サービス等）
 - 4 医療従事者の確保に関する事業（※）
 - 5 介護従事者の確保に関する事業
- ※基金の対象事業は、平成 26 年度は医療を対象として 1、2、4 を、平成 27 年度以降は介護を含めて全ての事業とする。



[出典：厚生労働省「第 3 回社会保障制度改革推進会議（H26.11.6）」配布資料を加工して作成]

『社会福祉法人の「さらなる地域貢献」とこれからの生活困窮者自立支援のあり方検討部会」報告書（H26.9）の概要

報告書の趣旨・目的

生活困窮者自立支援法（以下「新法」という。）の本格施行や社会福祉法人を取り巻く環境変化など、昨今の国の動向を見据えつつ、生活保護率の高さや全国平均を上回る高校中退率やニート、非正規労働者数など、大阪に内在する社会環境の変化を踏まえ、社会福祉法人核とした地域福祉の多様な主体有する人材や施設機能、ノウハウ等の社会資源を、要援護者のニーズに沿い、一気通貫で活用していく「大阪発の“福祉協働型”生活困窮者自立支援システム」の構築をめざす

社会福祉法人の「さらなる地域貢献」とこれからの生活困窮者自立支援のあり方検討部会での検討

（検討経過）

第3期大阪府地域福祉支援計画(H27.4～5年間)の核となる「生活困窮者自立支援」と地域福祉の担い手の核となる「社会福祉法人」の役割等を検討するため、大阪府地域福祉推進審議会地域福祉支援計画推進分科会に新たに部会を設置

（部会員名簿）

○明石 隆行	種智院大学人文学部 社会福祉学科長
□菊池 繁信	社会福祉法人 吹田みどり福祉会 理事長
□関川 芳孝	大阪府立大学 人間社会学部 教授
□西座 新二	社会福祉法人 来友会 理事長
森垣 学	社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 事務局長

第1回(H26.4)	◇社会福祉法人をとりまく状況（厚生労働省大臣官房 審議官 古初賢一氏） ◇社会福祉法人による生活困窮者への総合生活支援（社会福祉法人八尾隣保館 理事長 荒井恵一氏）等
第2回(H26.6)	◇CSWの役割、これまでの活動と生活困窮者支援（社会福祉法人豊中市社会福祉協議会 事務局長 勝部麗子氏） ◇ILP・チャレンジの取組とこれからの社会的企業型事業協同組合モデルの検討（大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合 理事兼事務局長 丸尾亮好氏、政策研究室 田岡秀明氏） ◇報告書とりまとめに向けて（大阪府域におけるこれまでの取組みに係る効果検証、社会福祉法人の「さらなる地域貢献」と各主体の役割）
第3回(H26.7)	◇報告書とりまとめに向けて（大阪方式の生活困窮者自立支援システムの構築等）
第4回(H26.9)	◇報告書とりまとめ

I 社会福祉法人をとりまく状況

社会福祉法人は、公益性の高い社会福祉事業の主たる担い手として、社会福祉事業を確実、効果的、かつ適正に取り組むことを使命として、その活動において実践し、一方、社会福祉基礎構造改革以降、社会福祉法人に期待される新たな課題への対応や制度の狭間にいる人々を支える取組みへの参画など、従来事業の枠を越えた取組みは、未だ十分と言えないものになっていない

さらに、内部留保のあり方や有効活用を喫緊の課題として検討し、財務状況の透明性の確保を図るなど、税制優遇措置を受ける社会福祉法人の使命・役割を果たすことが求められている

- 規制改革に関する第2次答申(H26.6内閣府) ● 法人税の改革(H26.6内閣府)
- 社会福祉法人の在り方等に関する検討会報告書(H26.7厚労省)

IV 社会福祉法人の「さらなる地域貢献」と各主体の役割

生活困窮者の自立支援の担い手として、公益性の高い社会福祉法人をはじめ、地域福祉を支える多様な主体から7つの主体に着目し、求められる役割等について整理

- ①社会福祉法人
 - 施設種別の特長や強み、ノウハウ等を活かし、新法による各種事業への参画はちろん、オール大阪の社会福祉法人による独自の事業展開が求められている。
 - また、民間企業等との多様な主体とのネットワーク構築の核として積極的に取組むことが期待されている。
- ②市町村
 - 新法の法定事業の実施主体として、各種福祉サービス、就労支援の実施主体として、地域の実情に応じた支援メニューや支援体制の充実が求められている。
- ③市町村社協
 - 地域社会の核として、市町村をはじめ多様な主体と連携・協働を進めつつ、積極的な取組みが求められている。
- ④府社協
 - 複雑な福祉課題に対応できる福祉人材の養成強化や府域の社協のサポート機能としての役割が求められる。
- ⑤非営利法人
 - 地域に密着した社会貢献活動を進める法人の協力は不可欠であり、多様な主体との連携や各種機能への参画が期待されている。
- ⑥民間企業
 - 職業的自立を支える中間的就労や雇用の受け入れ先としての役割が求められている。

（大阪府） ■ 都部における法定事業の実施主体に加え、府域共通の課題把握等の情報収集に努めつつ、大阪の実情を踏まえた多様な主体のネットワークによる大阪方式（一気通貫支援）のトータルコーディネート機能が求められている。

V 「大阪方式」の生活困窮者自立支援システムの提案

「大阪方式」とは、自立相談から就労訓練、そして職業的自立に至る切れ目をつくらない生活困窮者自立支援に係る「一気通貫システム」をいう。

大阪方式の提案にあたっては、「点（支援機関単体）」から「線（ネットワーク化）」、「面（トータルパッケージ）」へ、実施主体と施策の拡がりをイメージし、福祉協働に向けた一気通貫支援のシステム構築をめざす（裏面参照）。

（3つのポイント）

- これまでの実績・ノウハウを活かす
 - 社福や行政をはじめ多様な主体が取り組んできた要援護者支援のノウハウ等を活かし、さらなる活性化を図る
- 大阪の実情に合った特色ある定義づけを行う
 - 大阪方式で「生活困窮者」に生活保護受給者や非正規労働者等も該当し、幅広く支援する
 - 「さらなる地域貢献」を「福祉協働（ソーシャル・パートナーシップ・プログラム）」と命名
- 社福を核とした多様な主体との連携を図る
 - これまで連携経験のない民間企業等とパートナーシップを組み、就労支援に取り組む

（提案の視点）

- 【1】「福祉協働」の核としての社福の役割と支援事業の強化（点を「よぶくすり」）
- 【2】社会福祉法人と多様な主体（民間企業、公益法人等）とのネットワーク構築（点から線へ「つなぐ」）
- 【3】ネットワークを活かし、福祉協働を「トータルパッケージ（一気通貫支援システム）」で提供（線を面へひろげる！！）

III 府域におけるこれまでの取組み

これまで各主体が取り組んできた制度の狭間における要援護者支援のうち、主な取組みを抽出し、効果検証

- ◆ CSW（コミュニティ・シヤルーカー）の配置等(H16～)
 - ▶ 府が前年に立ち、全国に先鞭をつけた取組み。「声かけ、見守り」「相談」「つなぎ」等様々な支援を行う中核的な役割を担う
- ◆ 生活困窮者への総合生活相談事業等(H16～)
 - ▶ 大阪府社協、老人施設部会が「生活困窮者レスキュー事業」を実施
- ◆ 行政の福祉化(H11～)
 - ▶ 官公需発注における総合評価一般競争入札や障がい者の就労訓練
- ◆ 地域就労支援事業(H14～)
 - ▶ 市町村（政令市を除く）に地域就労支援Cを設置し就職困難者を支援

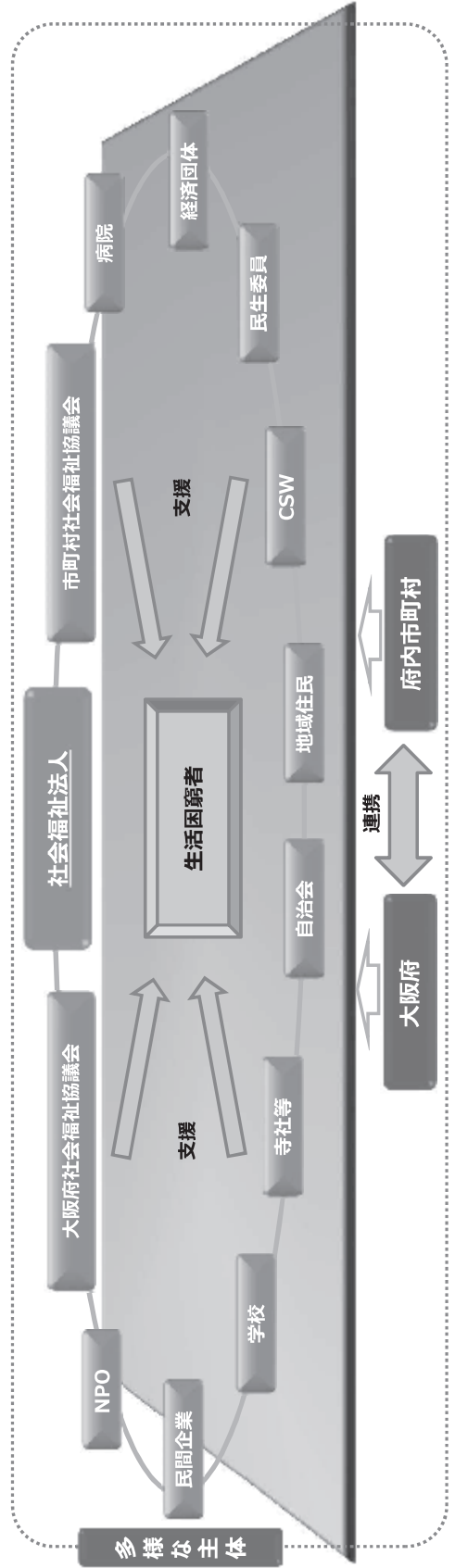
VI 「大阪方式」の具体的イメージ

【図表①：今後の具体的な取組み内容（＝大阪方式、一気通貫システムの構築）】

[▶：新規 ○：拡充]

	自立相談支援	就労準備支援	一時生活支援	家計相談支援	学習支援	就労訓練	職業的自立
法定事業 点を「つよくする」							
社会福祉法人独自の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○総合相談窓口 ○生活困窮者レスキュー事業の拡大（施設数、資金拠出額 等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○就職活動支援 ○生活困窮者レスキュー事業の拡大（施設数、資金拠出額 等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○経済的援助 	<ul style="list-style-type: none"> ○家計相談支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○就学・学習支援 ○スマイルサポーター事業の拡大（施設数 等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○就労訓練（中間的就労）の受入 	<ul style="list-style-type: none"> ○直接雇用の受入
点から線へ「つなぐ」	<ul style="list-style-type: none"> ○CSW等との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○居場所づくりの設置 			<ul style="list-style-type: none"> ▶大学（学生ボランティア）との連携 		<ul style="list-style-type: none"> ▶中間的就労等事業者への発注（共同含む） ▶地域就労支援センターとの連携 ▶若者サポートステーションとの連携 ▶民間企業等との連携（支援法人、IT/IT等） ▶総合評価入札制度の導入
線を面へ「ひろげる」							<ul style="list-style-type: none"> ▶社会福祉法人をはじめ、多様な主体間の連携（上段参照）を「つなぎ」[ひろげる]ことで、オール大阪 体制の新たな生活困窮者自立支援の「トータルパッケージ（＝一気通貫システム）」を構築する

【図表②：府域における生活困窮者自立支援制度の将来像（イメージ）】



大阪府附属機関条例（昭和二十七年十二月二十二日 大阪府条例第三十九号）（抄）

（趣旨）

第一条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、府が設置する執行機関の附属機関について、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百三十八条の四第三項、第二百二条の三第一項及び第二百三条の二第四項の規定に基づき、その設置、担任する事務、委員その他の構成員(以下「委員等」という。)の報酬及び費用弁償並びにその支給方法その他附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第二条 執行機関の附属機関として、別表第一に掲げる附属機関を置く。

2 前項に定めるもののほか、公の施設の指定管理者の指定について審査させ、及びその業務の実施状況等に関する評価について調査審議させるため、別表第二の上欄に掲げる執行機関の附属機関として、同表の中欄に掲げる公の施設についてそれぞれ一の指定管理者選定委員会及び指定管理者評価委員会を置き、その名称は、同表の下欄に定める名称を冠するものとする。

（中略）

別表第一(第二条関係)

一 知事の附属機関

名称	担任する事務
(中略)	(中略)
大阪府地域福祉推進審議会	地域福祉の推進に関する施策についての重要事項の調査審議に関する事務
(中略)	(中略)

（中略）

附 則(平成二四年条例第一二九号)（抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（後略）

大阪府地域福祉推進審議会

地域福祉支援計画推進分科会設置要綱

(設置目的)

第1条 大阪府地域福祉支援計画を円滑に推進するとともに、市町村における地域福祉計画に基づく事業の推進及び先進的な取組みの普及・拡大を図ること等により、府内の地域福祉の向上を図ることを目的として、大阪府地域福祉推進審議会（以下「審議会」という。）に地域福祉支援計画推進分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

(調査審議事項)

第2条 分科会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- 一 大阪府地域福祉支援計画の策定に関すること
- 二 大阪府地域福祉支援計画の進行・管理・評価に関すること
- 三 市町村の地域福祉活動に係る評価、助言に関すること
- 四 その他地域福祉の推進に関すること

(構成)

第3条 分科会は、審議会規則第七条第二項の規定により指名された委員及び専門委員で構成する。

(会議)

第4条 分科会の会議は、審議会の会長が指名する分科会長が招集し、分科会長がその議長となる。

- 2 分科会長に事故があるときは、分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 3 分科会長は分科会の会務を掌理し、分科会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。
- 4 分科会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 5 分科会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、審議会又は分科会の議決により、審議会の決議としないことができる。
- 7 緊急に決定する必要がある事項について分科会を招集することができないとき、又はその審議事項の内容により支障がないときは、分科会長の判断により書面又は電子メールによる会議を開催することができる。

(部会)

第5条 分科会に、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員及び専門委員は、分科会に属する委員及び専門委員のうちから分科会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから分科会長が指名する委員がこれに当たる。
- 4 分科会は、その定めるところにより、部会の決議をもって分科会の決議とすることができる。
- 5 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を分科会に報告する。
- 6 前四項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第6条 分科会の庶務は、福祉部地域福祉推進室地域福祉課において行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

大阪府地域福祉推進審議会委員名簿

平成27年3月現在

明石 隆行	種智院大学人文学部 社会福祉学科長
石原 欽子	大阪府民生委員児童委員協議会連合会 会長
○岩間 伸之	大阪市立大学大学院生活科学研究科 教授
大谷 悟	大阪体育大学健康福祉学部 教授
岡 庄吾	公認会計士
岡田 忠克	関西大学人間健康学部 教授
小田 克彦	大阪府市町村社会福祉協議会連合会 幹事
木田 正裕	大阪府町村長会（豊能町生活福祉部長）
黒田 研二	関西大学人間健康学部 教授
小尾 隆一	（社福）大阪手をつなぐ育成会 理事・事務局長
柴原 浩嗣	（一財）大阪府人権協会 業務執行理事兼事務局長
白澤 政和	桜美林大学大学院老年学研究科 教授
杉村 和子	（公社）大阪社会福祉士会 元会長
高岡 國士	（社福）大阪府社会福祉協議会 社会福祉施設経営者部会長
田垣 正晋	大阪府立大学人間社会学部 准教授
田中 千余子	大阪府介護者（家族）の会連絡会 元会長
谷口 富士夫	大阪府市長会（四條畷市健康福祉部長）
鳥居 昌憲	（社福）読売光と愛の事業団大阪支部
中北 清	（特活）ふくてっく 理事
西田 孝司	（社福）大阪府社会福祉協議会老人施設部会 副部会長
農野 寛治	大阪大谷大学人間社会学部 教授
藤井 博志	神戸学院大学総合リハビリテーション学部 教授
藤森 次勝	（一社）大阪府医師会 理事
◎牧里 每治	関西学院大学人間福祉学部 教授
水谷 綾	（社福）大阪ボランティア協会 事務局長
森垣 学	（社福）大阪府社会福祉協議会 事務局長
安永 一郎	弁護士
吉田 初恵	関西福祉科学大学社会福祉学部社会福祉学科 教授
□菊池 繁信	（社福）吹田みどり福祉会 理事長
□関川 芳孝	大阪府立大学人間社会学部 教授
□西座 新二	（社福）来友会 理事長

◎は会長、○は会長職務代理者、□は専門委員

大阪府地域福祉推進審議会地域福祉支援計画推進分科会委員名簿

平成27年3月現在

明石 隆行	種智院大学人文学部 社会福祉学科長
石原 欽子	大阪府民生委員児童委員協議会連合会 会長
岩間 伸之	大阪市立大学大学院生活科学研究科 教授
岡田 忠克	関西大学人間健康学部 教授
小田 克彦	大阪府市町村社会福祉協議会連合会 幹事
柴原 浩嗣	(一財)大阪府人権協会 業務執行理事兼事務局長
○白澤 政和	桜美林大学大学院老年学研究科 教授
杉村 和子	(公社)大阪社会福祉士会 元会長
田垣 正晋	大阪府立大学人間社会学部 准教授
谷口 富士夫	大阪府市長会 (四條畷市健康福祉部長)
藤井 博志	神戸学院大学総合リハビリテーション学部 教授
藤森 次勝	(一社)大阪府医師会 理事
◎牧里 每治	関西学院大学人間福祉学部 教授
水谷 綾	(社福)大阪ボランティア協会 事務局長
森垣 学	(社福)大阪府社会福祉協議会 事務局長

◎は分科会長、○は分科会長職務代理者

大阪府地域福祉推進審議会地域福祉支援計画推進分科会
社会福祉法人の「さらなる地域貢献」と
これからの生活困窮者自立支援のあり方検討部会委員名簿

平成27年3月現在

<input checked="" type="checkbox"/> 明石 隆行	種智院大学人文学部 社会福祉学科長
<input type="checkbox"/> 菊池 繁信	(社福) 吹田みどり福社会 理事長
<input type="checkbox"/> 関川 芳孝	大阪府立大学人間社会学部 教授
<input type="checkbox"/> 西座 新二	(社福) 来友会 理事長
<input type="checkbox"/> 森垣 学	(社福) 大阪府社会福祉協議会 事務局長

○は部会長、□は専門委員

大阪府地域福祉推進審議会における審議経過

[平成 25 年度]

	開催日	審議内容
第 1 回分科会	8 月 21 日	1 各部会の活動内容報告 2 第 3 期大阪府地域福祉支援計画について ・第 2 期地域福祉支援計画の進捗状況

	開催日	審議内容
第 1 回審議会	8 月 27 日	1 各分科会の活動内容報告 2 第 3 期大阪府地域福祉支援計画について ・第 2 期大阪府地域福祉支援計画の進捗状況

	開催日	審議内容
第 2 回分科会	10 月 31 日	1 今後の検討事項及びスケジュールについて 2 生活困窮者支援モデル事業について

	開催日	審議内容
第 3 回分科会	12 月 16 日	1 第 3 期大阪府地域福祉支援計画について ・地域福祉活動の活性化 ・地域での生活を支える福祉基盤の強化

	開催日	審議内容
第 4 回分科会	1 月 30 日	1 第 3 期大阪府地域福祉支援計画について ・地域福祉のセーフティネットの再構築 ・生活困窮者自立促進支援モデル事業実施経過報告

	開催日	審議内容
第 5 回分科会	3 月 26 日	1 第 3 期大阪府地域福祉支援計画骨子案とりまとめ 2 部会の設置及び今後のスケジュールについて

[平成 26 年度]

	開催日	審議内容
第 1 回部会	4 月 25 日	1 社会福祉法人をとりまく状況 2 生活困窮者自立促進支援モデル事業の実施経過報告 3 社会福祉法人による生活困窮者への総合生活支援

	開催日	審議内容
第 2 回部会	6 月 17 日	1 CSW の役割・これまでの活動と生活困窮者支援 2 行政の福祉化等の取組み状況 3 報告書のとりまとめに向けて

	開催日	審議内容
第 3 回部会	7 月 30 日	1 報告書のとりまとめに向けて ・社会福祉法人のさらなる地域貢献 ・大阪方式の生活困窮者自立支援システムの構築

	開催日	審議内容
第 4 回部会	9 月 3 日	1 報告書のとりまとめ

	開催日	審議内容
第 1 回分科会	9 月 29 日	1 第 3 期大阪府地域福祉支援計画の策定に向けて ・部会報告書の報告等

	開催日	審議内容
第 2 回分科会	12 月 8 日	1 第 3 期大阪府地域福祉支援計画（素案）について

	開催日	審議内容
第 1 回審議会	12 月 11 日	1 各分科会の活動内容の報告について 2 第 3 期大阪府地域福祉支援計画（素案）について

	開催日	審議内容
第 2 回審議会	3 月 19 日	1 第 3 期大阪府地域福祉支援計画（案）について

